令和6年度

# 南部環境事務所からの情報提供
# 工場等立入調査結果等

滋賀県南部環境事務所



## 【本日の説明内容】

1　令和6年度の工場等立入調査について
　(1)工場等立入調査の概要
　(2)指摘･助言事項
　(3)好事例

2　環境汚染事故等の事例紹介

3　最近の法令等改正
　(1)ボイラーの規模要件の見直し（大気）
　(2)排水基準項目、基準値の改正（水質）
　(3)事故時の措置に係る指定物質の追加（水質）
　(4)PRTR制度対象物質の見直し

4　その他留意事項など

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## (1)工場等立入調査の概要

○目的

工場・事業場の法令遵守状況の確認や自主的な環境リスク等の管理の促進およびCO$_2$ネットゼロへの取組みの促進

【調査の流れ】
①調査実施の通知
＋調査票の送付
②調査票の回答
③立入調査
④結果通知
⑤指導事項への改善報告

○主な対象法令

・水質汚濁防止法
・滋賀県公害防止条例
・滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
・大気汚染防止法
・ダイオキシン類対策特別措置法
・土壌汚染対策法
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、PRTR法）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB特別措置法）
・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者法）
・滋賀県CO$_2$ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
・騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法《市所管》



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## (2)指摘・助言事項

**21工場等に対して71件**
（R6.12月末時点）

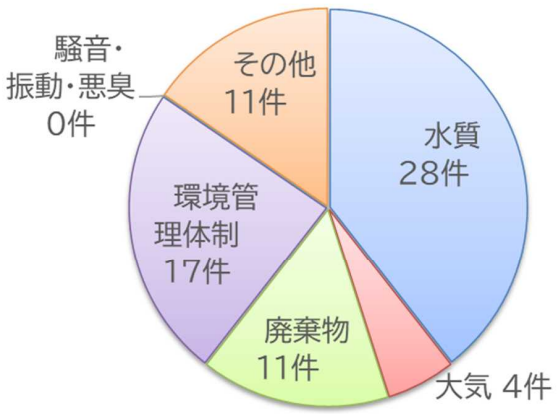


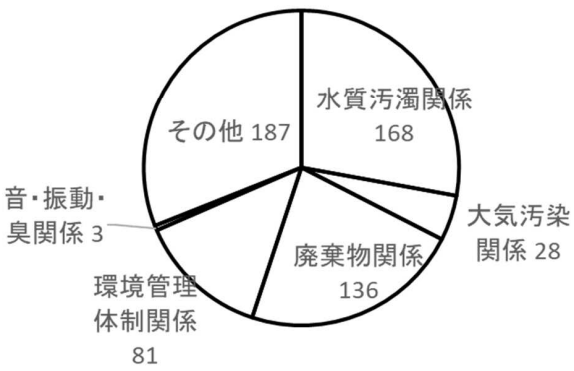


＜特に件数の多い指摘事項＞

・水質に係る届出不備
・有害物質使用履歴の管理不備
・第一種特定製品の点検不備

参考：R5年度全県（大津市除く）の状況
603件（142工場等）

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## (2)－①　届出不備

水質関係を中心に、施設の設置や構造等変更の届出もれが散見されます。

例えば水質の特定施設の届出もれは、

- 装置の更新(設置届、廃止届)
- 使用薬品、排水経路の変更(構造等変更届)
- 代表者名の変更(氏名等変更届)

などが挙げられます。

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

(参考)水質に係る届出について

◆工場または事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置、変更等するとき都道府県知事(環境事務所)に次の届出が必要です。

※排出水が雨水のみの場合も届出は必要

| 届出の種類 | 契機 | 時期 |
|---|---|---|
| 設置(第5条) | 施設を設置しようとするとき(施設の更新含む) | 工事着手予定日の60日前まで |
| 構造等変更(第7条) | 施設の構造等を変更しようとするとき(設置場所の変更、使用原材料・使用薬品の変更、排水量の変更など) | |
| 廃止(第10条) | 施設を廃止したとき | 廃止後30日以内 |
| 氏名等変更(第10条) | 代表者氏名、届出者名称・住所、事業場名称・住所を変更したとき | 変更後30日以内 |
| 承継(第11条) | 施設を承継したとき | 承継後30日以内 |
| 使用(第6条) | 法令の改正により新たに規定された施設を既に設置しているとき | 施設となってから30日以内 |

【注目！】有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、公共用水域への水の排出がない場合であっても届出が必要！！(水濁法第5条第3項)

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）有害物質使用特定施設等の構造等基準および定期点検

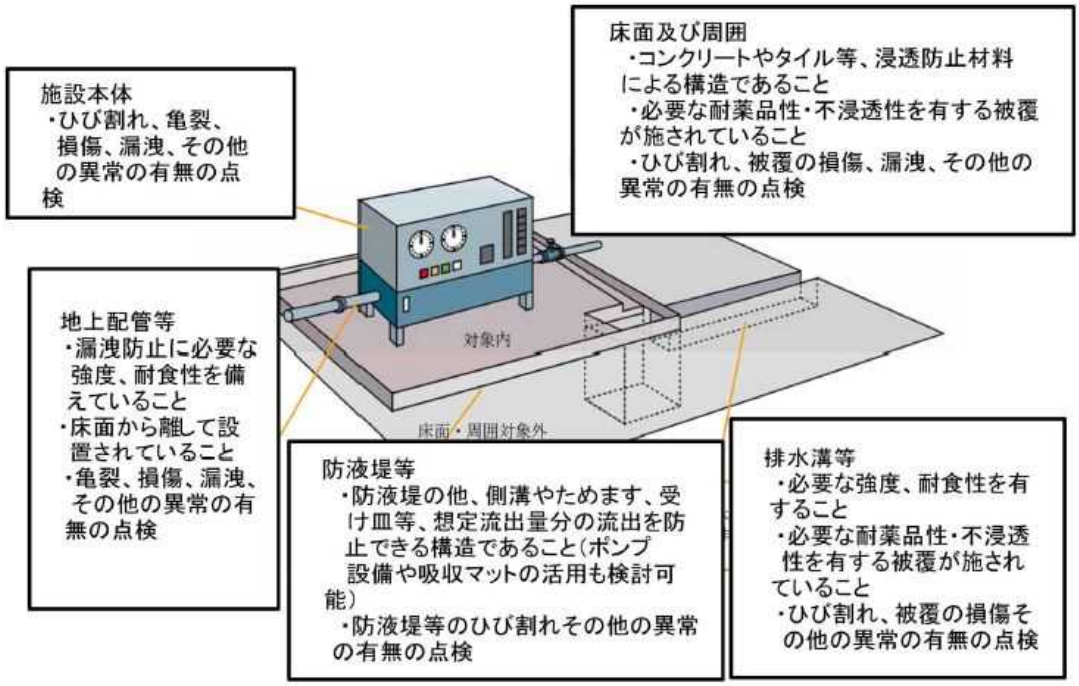


環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）」



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）構造等基準、定期点検の適用を受ける範囲例

付帯する設備のうち、有害物質を含む（＝公定法で検出される）液体が流れる範囲は点検が必要です！

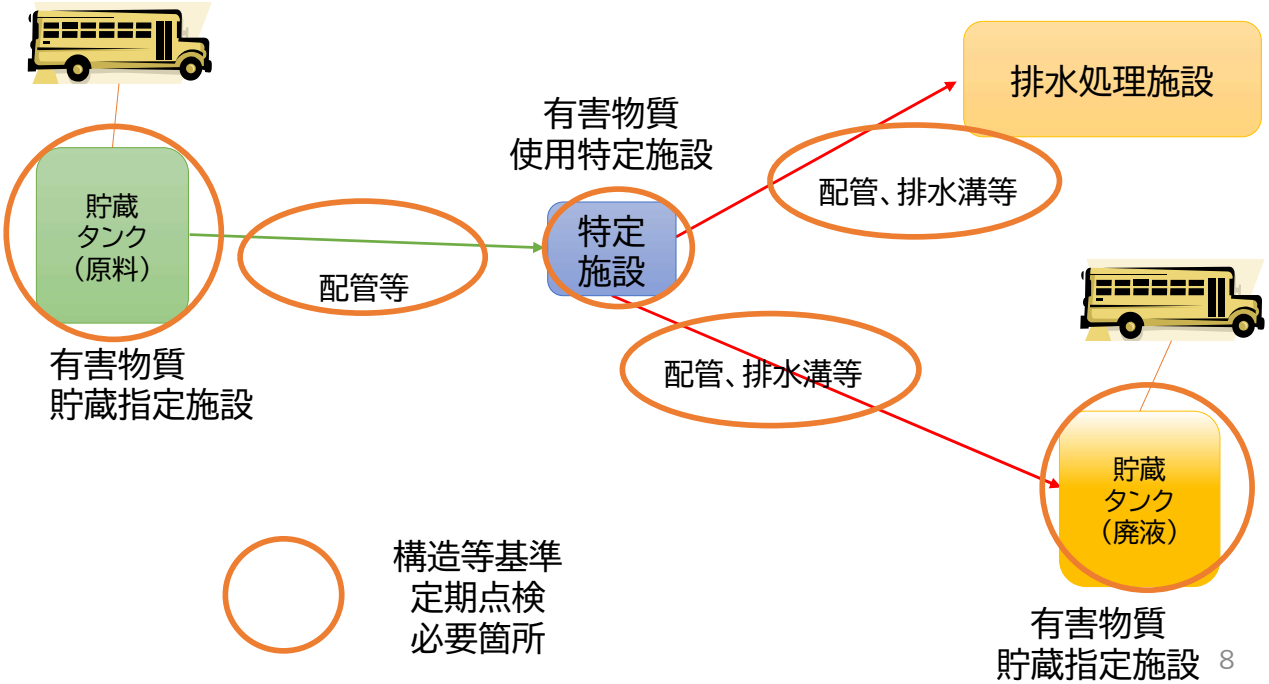

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）別紙2　特定施設の設備　の届出内容の例

（別紙２）

特定施設の設備

| | |
|---|---|
| 工場または事業場における施設番号 | No. 1 |
| 特定施設項番号および名称 | 65　酸又はアルカリによる表面処理施設 |
| 設　　備 | 地上配管 |
| 構　　造 | 配管：塩化ビニル製<br>床面：コンクリート製<br>（表面は樹脂塗装により被覆） |
| 主　要　寸　法 | 直径40mm×長さ30m |
| 配　　置 | 第３工場１階<br>（別図２のとおり） |
| 設　置　年　月　日 | 平成○○年　○○月　○○日 |
| 工事着手予定年月日 | 平成○○年　○○月　○○日 |
| 工事完成予定年月日 | 平成○○年　○○月　○○日 |
| 使用開始予定年月日 | 平成○○年　○○月　○○日 |
| その他参考となるべき事項 | |

備考１　有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
　　２　配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

**届出（別紙2）特定施設の設備**

**設備**：特定施設に付帯する設備
（配管、排水溝など）の名称

**構造**：材質（コンクリート、SUS、塩ビ　など）

**主要寸法**：設備のうち主なものの寸法

**配置**：設備の位置（地下にある場合にはその旨）
「別図のとおり」として図面添付が多い。

**その他参考となるべき事項**：
有害物質を含む水が流れない場合には、その旨
＊**定期点検の方法**についても記載願います！



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－②　有害物質使用履歴の管理不備

- 工場・事業場における有害物質の使用履歴（使用場所や期間等）に関する情報の把握、整理、引き継ぎが大切です。

※将来、土壌汚染対策法等に基づく土壌汚染状況調査を実施することとなった場合、調査対象物質や調査地点の絞り込みに有用な情報となります。

※特に平成24年6月1日以降に設置された有害物質使用特定施設等については、
・適切に点検し、
・有害物質を含む水の漏えい等がないこと
が確認された場合は、その施設の本体や付帯設備（配管など）に起因する汚染のおそれは「無」となります。

➢ せっかく点検して問題なくても、3年（法定の保存期間）後に廃棄すると、汚染のおそれ「無」と扱うことができなくなります・・・

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－③　第一種特定製品の点検の未実施

第一種特定製品（業務用空調機器および冷凍冷蔵機器）の管理者は、

- 圧縮機の規模に応じて以下の簡易点検および定期点検を実施し、
- 結果を機器の廃棄後3年間保管

が必要です。

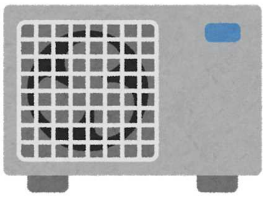

| | ～7.5kW | 7.5kW～50kW | 50kW～ |
|---|---|---|---|
| 空調機器 | 簡易点検（3月に1回以上） | 簡易点検（3月に1回以上）<br>定期点検（3年に1回以上） | 簡易点検（3月に1回以上）<br>定期点検（1年に1回以上） |
| 冷凍冷蔵機器 | 簡易点検（3月に1回以上） | 簡易点検（3月に1回以上）<br>定期点検（1年に1回以上） | |



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－③　第一種特定製品の点検の未実施

点検が未実施になる理由は・・・

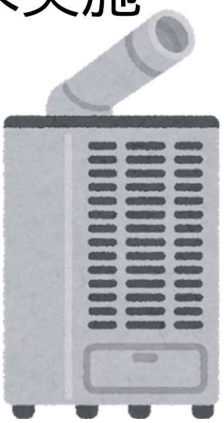

- 点検義務を知らない

- 第一種特定製品の見落とし（気づかない）
  - ○スポットクーラー
  - ○コンプレッサー
    （冷凍式エアドライヤー付き）
  - ○超音波洗浄装置
    （洗浄水の冷却装置付き）

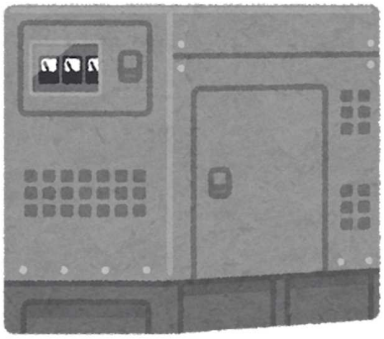

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－③　第一種特定製品の点検の未実施

第一種特定製品の見分け方

- 機器（室外機やコンプレッサー本体など）の銘板、シールを確認

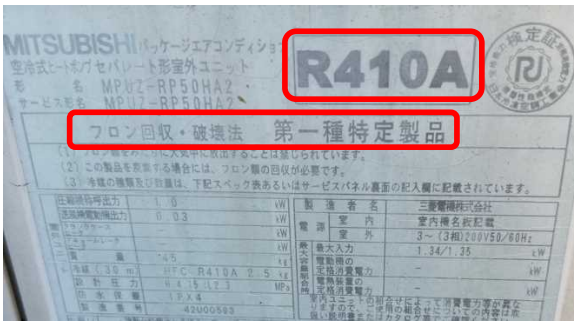


※温度や湿度を調整する機能がある機器は、
　よく見たら銘板やシールが見つかるかも！

- わからなければメーカーに問い合わせをしてください。



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）使用中の第一種特定製品に関する管理者の責務

**平常時**

① 適切な場所への設置等
- 機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全

② 機器の点検
- すべての機器：簡易点検の実施（3ヶ月に1回）　温度、外観、音　など
- 一定規模以上の機器：専門知識を有する者による定期点検

| 機　種 | 圧縮機電動機定格出力 | 頻　度 |
|---|---|---|
| エアコンディショナー | 7.5kW以上50kW未満 | 3年に1回以上 |
| | 50kW以上 | 1年に1回以上 |
| 冷凍・冷蔵機器 | 7.5kW以上 | 1年に1回以上 |

**漏えい発見時**

③ 漏えい防止措置
- 冷媒漏えいが確認された場合、速やかに点検、漏えい箇所の特定・修理
- 修理を行うまではフロン類の充填は原則禁止

④ 点検等の履歴の保存
- 適切な管理のため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存
  ※点検・整備記録簿は、機器の廃棄後3年間保存する必要があります
- 機器整備時、整備業者等への記録の開示

その他：算定漏えい量の報告
- 1年間でフロン類を$CO_2$換算で1,000t以上漏えいした場合の国への報告

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）簡易点検記録簿の例

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の「簡易点検」記録簿　　（記入例）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一種特定製品の管理者の氏名又は名称 | ○○株式会社　滋賀工場 | 法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名 | 設備課　近江太郎 | 備考 | 異常時の点検依頼先は、△△会社 077-123-4568 |
| | | | | 設置年月日 | 平成22年10月 |
| 第一種特定製品の所在 | 第一製造棟　3F | 型式番号等 | DA－E100RTS　（1-3F-3号機） | 機器の種類 | エアコンディショナー・冷蔵機器／冷凍機器 |
| | | | | 圧縮機を駆動する電動機の定格出力 | 20.0 kW |
| 冷媒として充填されているフロン類の種類 | R－22 （CFC・HCFC・HFC） | 充填されているフロン類の量（初期充填量） | 15.0 kg | 点検の頻度 | 定期：法定上要しない・3年に1回以上・1年に1回以上 |
| | | | | | 簡易：すべての機器で、3カ月に1回以上 |

法施行日以降に設置した機器の点検の起算日になります。

| 点検実施年月日 | 点検を行った者の氏名 | 検査を行う事項 異常音 | 外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化 | 油漏れ | 熱交換器への霜の付着 | （冷蔵・冷凍機器の場合）冷蔵又は冷凍等の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度 | 点検の結果 フロンの漏えい又は故障等の有無（有の場合はその概要） | 備考 ・点検時の備考を記載 ・専門点検を行ったときはその旨を記載 ・その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H27.5.15 | 近江太郎 | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 5 ℃ | 無し | |
| H27.8.13 | 業者 | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 6 ℃ | 無し | 定期点検により実施　※記録は別途あり |
| H27.11.12 | 近江一郎 | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 8 ℃ | 無し | |
| H28.1.12 | 近江太郎 | 有・(無) | 有・(無) | (有)・無 | (有)・無 | 15 ℃ | 油のわずかなにじみ、設定温度どおりに下がっていない | 専門点検を実施（H28．1．14）※別途記録あり |
| H28.2.10 | 近江一郎 | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 有・(無) | 5 ℃ | 無し | 適正温度で異常なし |
| | | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | ℃ | | |
| | | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | ℃ | | |
| | | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | ℃ | | |

定期点検は簡易点検を兼ねることができます。

専門点検、修理（充填証明書・回収証明書を含む）の記録について別紙で保管する様式となっています。

色つきのセルは法定項目です。

※「定期点検」、故障等に伴う「専門点検」、修理および整備時の「フロンの充填・回収等の記録」については、別途記録簿を作成し、保存すること。



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－④　産業廃棄物保管基準への不適合

産業廃棄物の保管場所において、

- 保管場所に所定の要件を備えた掲示板がない
- 廃プラスチック用のコンテナに別の廃棄物が多量に混入

といった事例が散見されます。

| 産業廃棄物保管場所 | | |
|---|---|---|
| 産業廃棄物の種類 | | |
| 数量 | | |
| 管理者 | 氏名（名称） | |
| | 連絡先 | |
| 最大保管高さ | | |

1辺60cm以上

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

（参考）保管基準のうち掲示板に関する内容

1）見やすい箇所に掲示板を設けること。

2）縦・横それぞれ60センチメートル以上であること。

3）次に掲げる事項を表示したものであること。

・産業廃棄物保管場所である旨

・保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

4）保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5）屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、高さ

従業員の皆さんがスムーズに分別できるよう、
見やすい、分かりやすい表示を心がけましょう



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－⑤　産業廃棄物管理票交付等状況報告書の未提出

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、委託業者、排出量、交付枚数などを毎年度報告が必要です。

（報告の概要）

・報告は年1回（前年度に紙で交付したマニフェストについて当年6月30日までに報告）

※電子マニフェスト交付分は報告不要です。

・提出先：滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

・方法：紙またはしがネット受付サービス（ファイル添付）

※紙提出の場合、押印は不要です。

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－⑥　その他の指摘・助言事項

- 事故の未然防止や発生時の被害拡大防止に向けて、以下のような助言を行っています。
  - ➢ 緊急時連絡網に県環境事務所、市環境担当課の連絡先を記載
  - ➢ 緊急対応用の機器や資材の定期的な確認、周知
  - ➢ 排水経路、油水分離槽の定期的な確認・清掃
  - ➢ 燃料や溶剤等の受入時のホース脱落による漏えい対策の検討
  - ➢ 屋外防液提等の雨水排出弁の管理（基本は常時“閉”）
  - ➢ 想定される事故に対応した訓練の実施（浸水リスクも考慮）
  - ➢ 場外流出時の流出経路の把握



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－⑦　番外編
## ★ばい煙発生施設の自主測定の不備

排ガスの測定は、**個々の施設**に対して実施することが必要です。

→　集合煙突の場合、集合後の排ガスを測定しても、自主測定を実施したと扱われません。

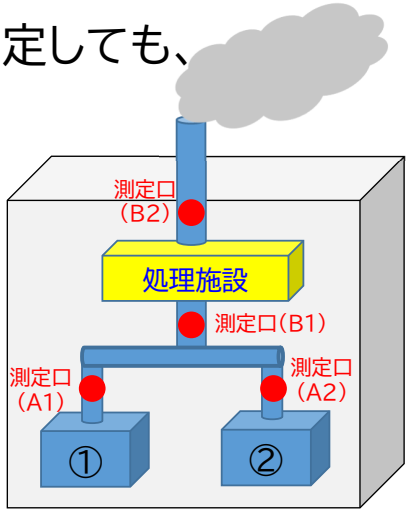


【例】集合煙突の場合の測定
・ばい煙を処理をしている場合、各施設の出口における濃度（A1,A2）に以下の係数を乗じます。

$$\text{係数} = \frac{\text{処理施設出口のばい煙濃度（B2）}}{\text{処理施設入口のばい煙濃度（B1）}}$$

※集合煙突であっても、測定対象施設しか稼働していない状況で測定する場合など、個々の施設を測定されている場合は集合煙突の場合と扱う必要はありません。

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－⑦　番外編

## ★産業廃棄物の処理の確認（排出者責任）

《廃棄物処理法》

- 第3条　　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 第11条第1項　　事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。（この自ら処理には、排出事業者が第三者に対して適正な委託に基づき処理する場合を含む。）

- 第12条第7項　　事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。（法律上は自ら処理が原則。処理を委託しても、最後まで排出事業者に責任がある 。）



# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （2）－⑦　番外編

## ★産業廃棄物の処理の確認（排出者責任）

排出事業者

パターン①
　契約書も交わし、マニフェストも交付した！
　（費用も支払ったのでこれで終了）
パターン②
　有価物として売買契約を結び、売却し有効利用されている！

処分業者
リサイクル業者

実は。。不適正な処理が行われて

生活環境上の支障が出ている

どちらに対しても行政指導
状況によっては行政処分も！

排出した産業廃棄物が適正に処理されていることの確認の重要性

# 1　令和6年度の工場等立入調査について

## （3） 工場等立入調査で確認した好事例

好事例：水質①

## 放流口での水質監視、停止システム

好事例：水質②

# 流出事故対応資材、マニュアルの整備

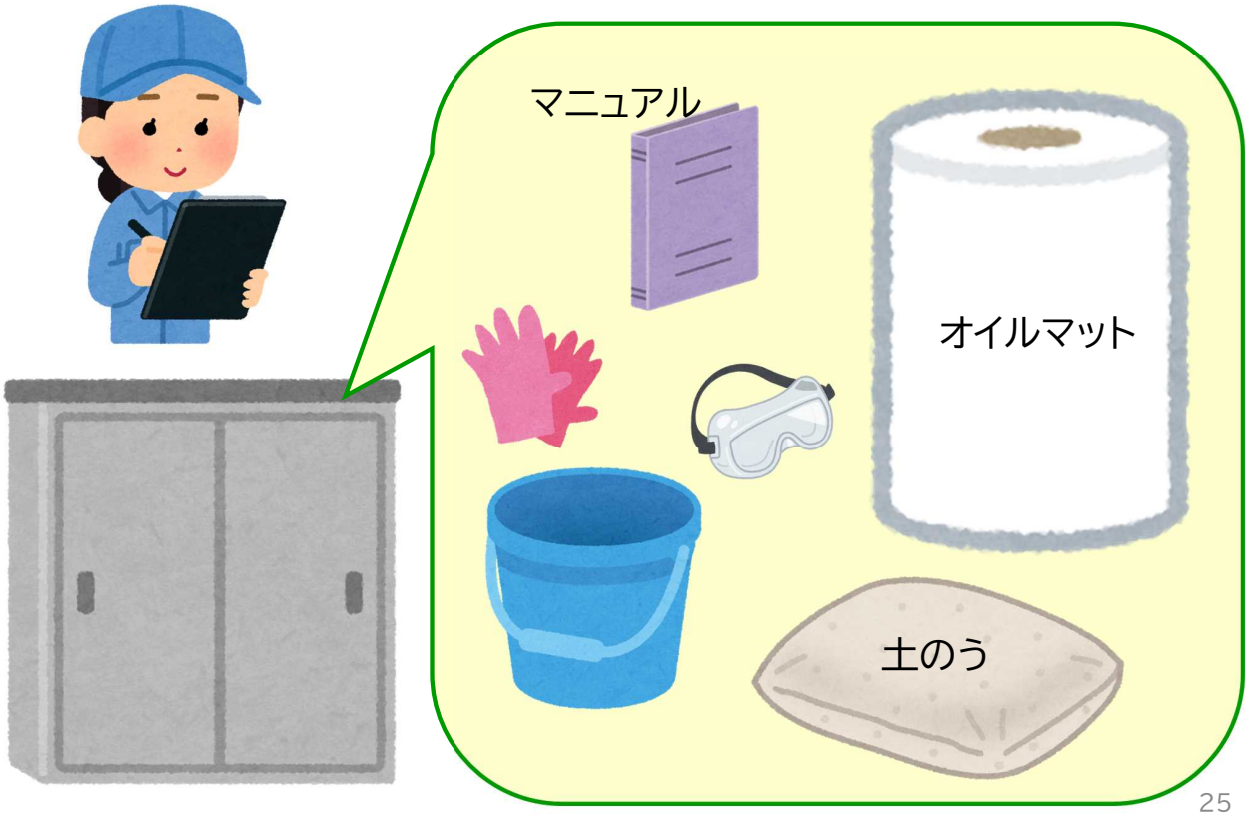




好事例：水質③

# 工場周辺水路における対策

- 工場周辺の利害関係者（自治会、農家等）と調整。
- 流出事故時の工場周辺水路における対応について検討・改良・訓練を実施。

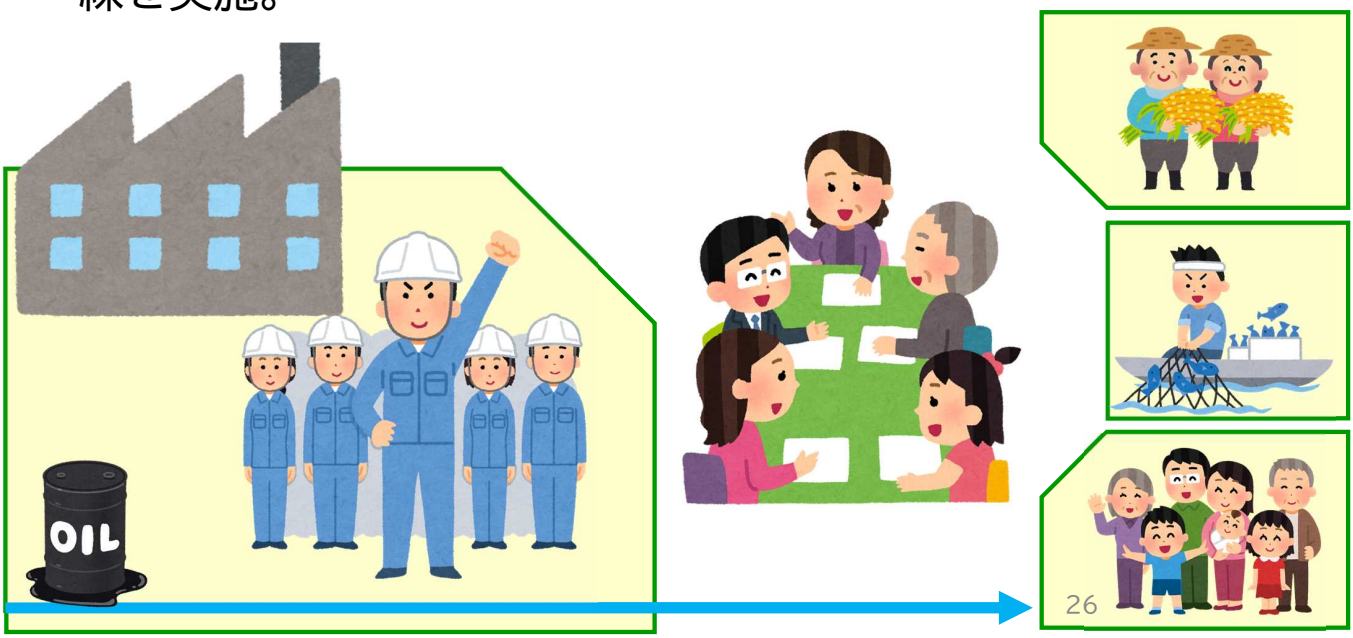

好事例：廃棄物①

# 集積コンテナの常時蓋閉め

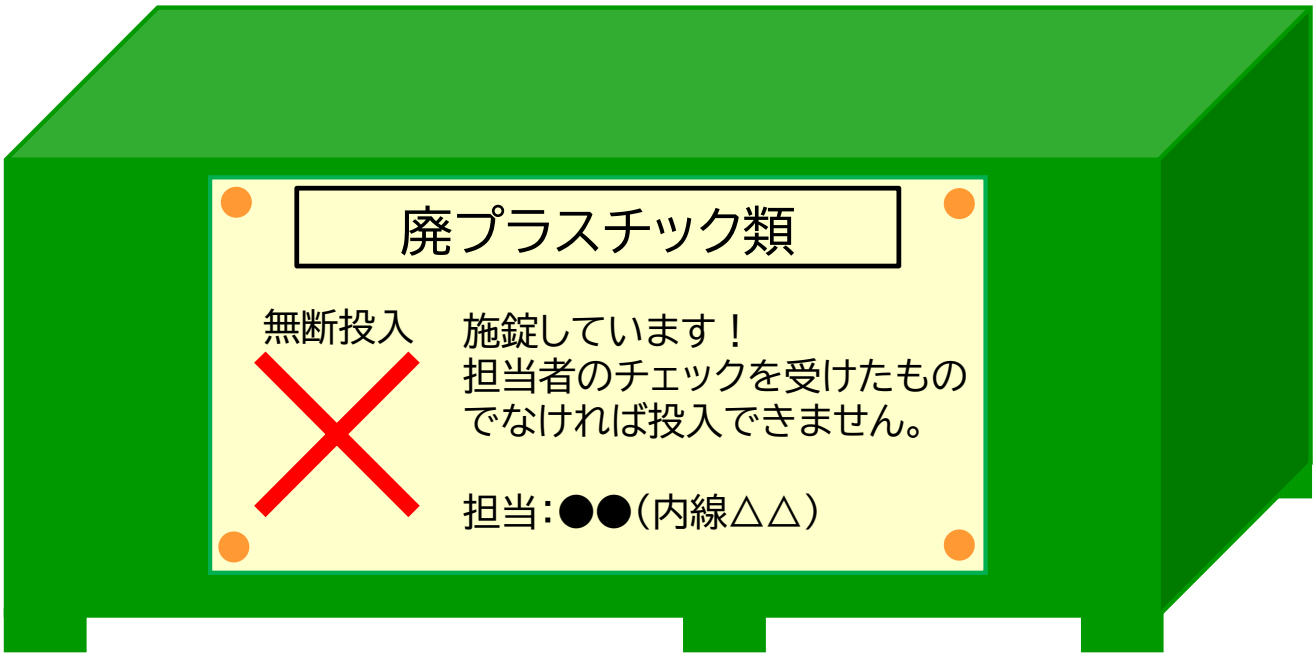




好事例：廃棄物②

# イラストや色分けを用いた分別方法の掲示

好事例：廃棄物③

# 廃棄物のAI（自動集計システム）管理

## 廃棄物保管場所

| | |
|---|---|
| 種別 | ②混合・硬質プラ |
| 重量 | 7.2kg |
| 金額 | ￥595 |
| 部署 | 品質管理課 |

戻る　確定

## 事務所

- 廃棄物の種類・量の見える化
- 廃棄物の適正管理・削減



好事例：廃棄物④

# 動植物性残渣の飼料・堆肥化

食料品製造工場

冷蔵保存も！

不要

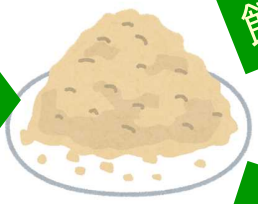

動植物性残渣
（おから、めん類など）

飼料化

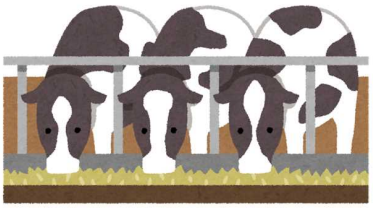

堆肥化

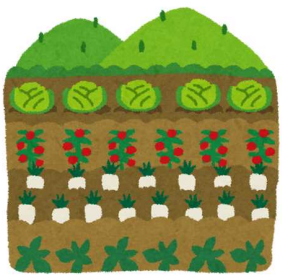

食品リサイクルの推進

好事例：$CO_2$ネットゼロ

# 工場の省エネ化

空調温度管理

照明のLED化

蒸気やエア漏れの修繕

太陽光発電の導入

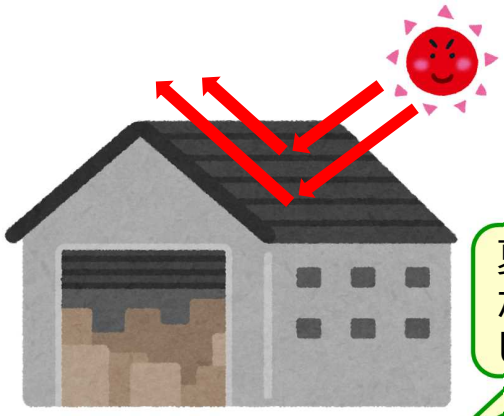

屋根への遮熱塗装

夏季の室温が−3℃低下した事例も

省エネ



好事例：環境管理体制①

# 効果的な環境事故対応訓練の実施

マニュアル化

訓練

年数回実施により、全員参加の取組

体験を取り入れた訓練の実施

# 事業場内の整理整頓、明確な表示

整理　整頓
清潔　清掃

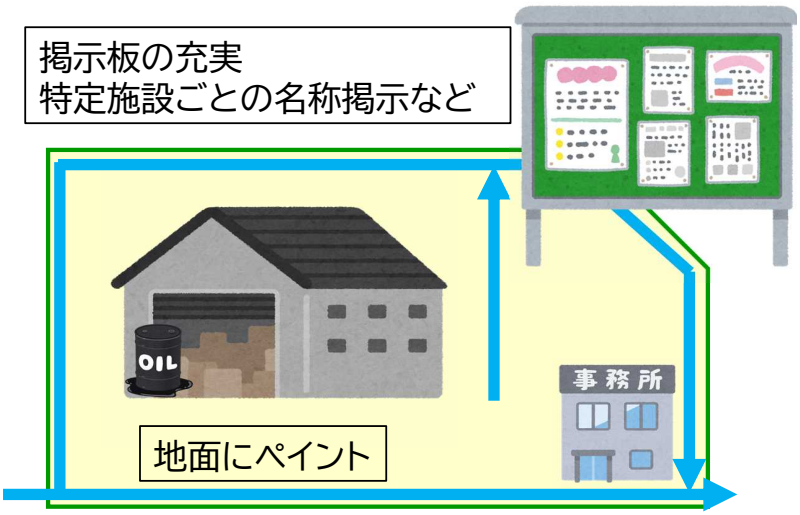


従業員さんが働きやすい
職場はミスが起こりにくい



## 2　環境汚染事故の事例紹介

みなさまの日々の取組により、令和6年度の南部管内では、
工場・事業場に起因する大きな事故は生じていません。
本日は、事例3件について紹介します。

# 2　環境汚染事故の事例紹介

## ◆事業場内走行中車両からの油流出①

＜事故の概要＞

① 守山市内の事業場から場外へ油が流出したと市役所から連絡

② 場外水路への油膜流出を確認。事業者および市によりオイルマットを敷設

③ 原因

→ 事業場内走行トラックが、側溝グレーチングを跳ね上げ、車両右側にある燃料タンクに突き刺さり、破損し、軽油が漏洩

→ 周辺にある資材（ダンボールやウエス）等で被害拡大防止措置をとったが、一部軽油が側溝を通じて場外水路へ流出

④ 原因者、行政による応急対応、油回収・清掃（当日）

# 2　環境汚染事故の事例紹介

## ◆事業場内走行中車両からの油流出②

＜事故発生からの行政・原因者の対応＞

5時45分：油漏れ発生、事業者による被害拡大防止措置開始

6時30分：事業者から消防署へ連絡　→消防から市役所へ連絡

市役所職員が現場へ到着

下流水路でオイルマット敷設

8時00分：環境事務所への第一報（市役所から）　→県関係機関へ情報共有

9時40分：環境事務所職員が現場へ到着

市役所および環境事務所職員で下流への影響確認

事業者から状況説明および下流の対応するよう指示

事業者においてオイルマットの敷設、会所ますの油分くみ上げ実施

17時00分：事業者においてオイルマットの回収

※後日、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置に関する届出書提出

# 2　環境汚染事故の事例紹介

## ◆事業場内での配管破損による廃液等の漏洩

●発見のきっかけ

ケース①　場内配管工事時→目視での破損確認、周辺土壌の湿り具合

ケース②　配管の破損状況確認時→確認ピットの溜水

●対応

ケース①　周辺土壌の撤去、場内下流地下水の水質確認

ケース②　確認ピット周辺の土壌調査

→不検出を確認

今後はできるだけ地上配管化

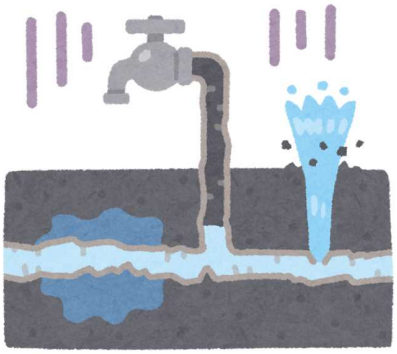

場合によっては、土壌、地下水汚染を引き起こす原因になります。目につかない部分の確認方法をご検討ください！



# 2　環境汚染事故の事例紹介

## ◆琵琶湖での油膜の確認（原因不明）

滋賀県 Shiga Prefecture
資　料　提　供
（県　政）

Mother Lake

提供年月日 ：令和６年(2024 年)９月 13 日

**草津市北山田町沖５００m地点の琵琶湖で油膜確認について**

概要
- ●草津市北山田町沖の琵琶湖で油膜が確認されました。
- ●北山田浄水場の取水口にオイルフェンスを設置しました。
- ●油の種類は軽油と想定され、量および流出元については、不明です。
- ●魚類等の斃死は確認されておらず、現時点で利水者からの影響報告はありません。
- ●湖上の油膜は薄く広がっていることから回収は困難な状況となっているものの、新たな油の流出はなく、周辺環境への影響は想定されません。

経緯
- ●令和６年９月 13 日（金）
- 10:45　草津市沖に油が浮いているとの通報が、水産課から環境政策課へ入る。
- 13:00　草津市職員（北山田浄水場）が現地を確認すると、琵琶湖で油膜が確認されたため、念のため浄水場の取水口周囲にオイルフェンスを設置。

原因
- ●不明

被害状況
- ●現時点で利水者からの影響報告はありません。

対応状況
- ●風向きによっては取水口に油膜が到達する可能性があるため、取水口周囲にオイルフェンスを設置。

琵琶湖の油膜①

琵琶湖の油膜②

現場の位置関係

地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院に、滋賀県が追記。

プレス発表！

# 2　環境汚染事故の事例紹介

## 環境汚染事故の未然防止と被害拡大防止について

事故発生時の時系列のイメージ

**（通常時）**

（1）自分の工場の事をよく知る
　原材料等の保管や取扱状況、作業工程、設備の稼働状況、排水の種類・量・経路、周囲の状況など

（2）環境リスクの洗い出しを行う
　事故時（異常気象含む）に排出され得る環境汚染物質の種類・量・地点、利害関係者などの把握

（3）事故の発生を予防する
　設備の日常点検・修理・改良、作業マニュアル作成、整理整頓・清掃（排水経路含む）の実施

（4）事故に備える
　連絡体制（社内、行政機関、専門業者など）の整備、対応手順書の作成、対応資器材の準備、訓練（通報訓練、実技訓練）の実施

**事故発生**

**（事故発生時）**

（5）（4）の被害拡大防止対策を実施する

（事故収束後）

（6）再発防止対策（ハード、ソフト両面）の検討・対応

社内の連絡 ／ 行政機関への通報 ／ 情報提供
発生原因の調査・対応 ／ 被害拡大防止措置
同時並行で進める必要あり！



# 3　最近の法令等改正

## （1）ボイラーの規模要件の見直し　（R4.10.1施行）

①「伝熱面積」の規模要件を撤廃
　→　伝熱面積のみが該当していた施設は対象外になる

②「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に変更
　（バーナーを持たないボイラーも規制の対象）

＜改正前（令和4年9月30日まで）＞
環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10m²以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

＜改正後（令和4年10月1日から）＞
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

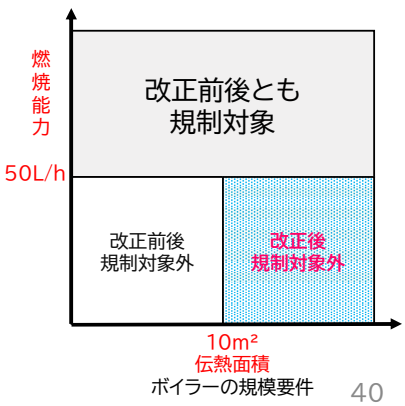

# 3　最近の法令等改正

## (1)ボイラーの規模要件の見直し　(R4.10.1施行)

規模要件の見直しに伴い新たに届出が必要になったボイラー

→　バーナーを持たないボイラーのうち、「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上」のボイラー

(参考)規制対象外となるボイラーの取扱い

・「伝熱面積が10m²以上」かつ「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未満」のボイラー

・規制対象外ボイラーについては、届出(規制)対象外と扱う旨の通知を県から送付済み。
大気汚染防止法に基づく使用廃止届出書の提出は不要。

※小型ボイラー(右図参照)の扱いには変更なし。

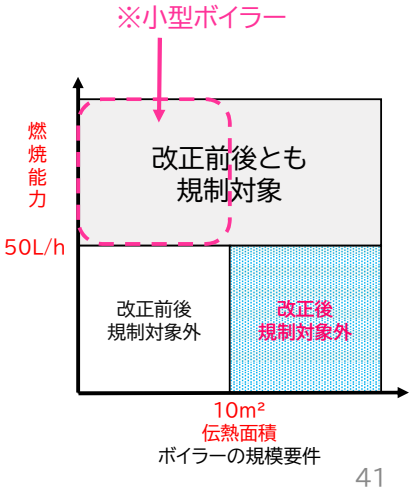




# 3　最近の法令等改正

## (2)排水基準項目、基準値の改正

| 項目 | 適用予定日 | 現法の排水基準(一律) | 法改正後の排水基準(一律) | 滋賀県の基準(上乗せ) |
|---|---|---|---|---|
| 六価クロム | 令和6年4月1日 | 0.5　mg/L | 0.2　mg/L | 0.05 mg/L |
| 大腸菌群数<br>→大腸菌数 | 令和7年4月1日 | 3000 個/cm³ | 800<br>CFU/mL | 法と同じ |

＜補足＞六価クロムについて

・水質汚濁防止法の排水基準が改正(強化)されますが、滋賀県では従来から法より厳しい上乗せ基準を設定しているため、実質的な変更はない。

・滋賀県公害防止条例の地下水浄化基準は、法に合わせて改正。
0.05mg/L　⇒　0.02mg/L

・同条例の地下浸透水基準は、法の基準を引用(自動的に変更)
0.04mg/L　⇒　0.01mg/L

・有害物質使用特定施設に係る配管に流れる有害物質の濃度が地下浸透水基準以下であることにより構造等基準の適用外と扱われている付帯設備について、改正後は構造等基準が適用される可能性があるため、要注意。

# 3　最近の法令等改正

（参考）水質環境基準の見直し

①基準値の見直し（公共用水域、地下水）

| 項目名 | 現在の基準値 | 改正前の基準値 |
|---|---|---|
| 六価クロム | 0.02mg／L以下 | 0.05mg／L以下 |

②項目の見直し（公共用水域、地下水）

大腸菌群数→大腸菌数

※各水域の基準値は類型により異なる

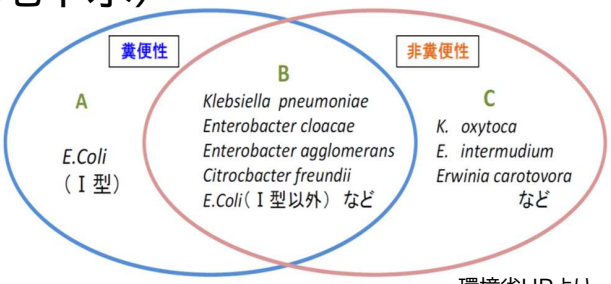


図２　大腸菌群と糞便の関係[5]　環境省HPより

③施行日　　令和4年4月1日



# 3　最近の法令等改正

（3）事故時の措置に係る指定物質の追加

指定物質とは

→『公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質』として政令で規定（水濁法第2条第4項）

→指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事に届出が必要（法第14条の2第2項）

改正前 56物質　⇒　改正後 60物質（R5年2月　4物質追加）

※令和5年度の工場等立入調査から、調査票の別紙2（使用物質チェックシート）にも追加しています。

# 3　最近の法令等改正

## ≪R5年2月より新たに追加された指定物質≫

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
  水生生物の保全に係る水質環境基準
  用途：家庭用洗濯用洗剤、業務用洗浄剤

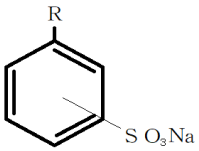


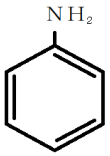


- アニリン
  水生生物の保全に係る要監視項目
  用途：ウレタン中間体合成原料，染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料

- ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩
  要監視項目（人健康）、水道水質基準（水質管理目標設定項目）
  用途：半導体工業、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、
  写真工業、泡消火剤

- ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びその塩
  要監視項目（人健康）、水道水質基準（水質管理目標設定項目）
  用途：繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、
  皮革、防護服（泡消火薬剤にも使用）



# 3　最近の法令等改正

## （4）PRTR制度対象物質の見直し　（令和5年4月1日施行）

**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正概要**

○ 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質
- PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は515物質
  （うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質）
- SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は134物質。

○ 公布日：令和3年10月20日（水）、施行日：令和5年4月1日（土）※
※ＰＲＴＲ制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和５年度から、届出は令和６年度から実施

ＰＲＴＲ制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
ＳＤＳ制度　：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）

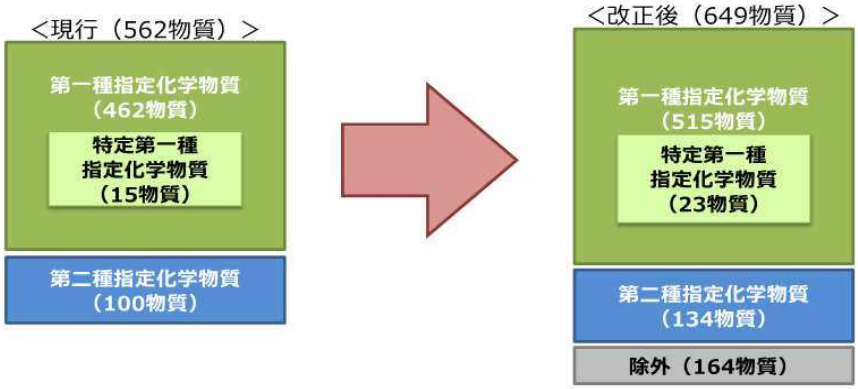


環境省HPより

# 3　最近の法令等改正

PRTR対象物質（第1種特定指定化学物質（R5年4月以降））

| 政令番号 | 管理番号 | 物質名 | 別名 | 2021年改正種別 | 2008年改正種別 | 2008年改正政令番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1-017 | 12 | アセトアルデヒド | | 特定第一種 | 第一種 | 1-012 | 種別変更 |
| 1-051 | 33 | 石綿 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-033 | |
| 1-075 | 56 | エチレンオキシド | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-056 | |
| 1-099 | 75 | カドミウム及びその化合物 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-075 | |
| 1-112 | 88 | 六価クロム化合物 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-088 | |
| 1-120 | 94 | クロロエチレン | 塩化ビニル | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-094 | |
| 1-186 | 160 | 3, 3' －ジクロロ－4, 4' －ジアミノジフェニルメタン | | 特定第一種 | 第一種 | 1-160 | 種別変更 |
| 1-206 | 178 | 1, 2－ジクロロプロパン | | 特定第一種 | 第一種 | 1-178 | 種別変更 |
| 1-278 | 243 | ダイオキシン類 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-243 | |
| 1-325 | 281 | トリクロロエチレン | | 特定第一種 | 第一種 | 1-281 | 種別変更 |
| 1-346 | 299 | トルイジン | | 特定第一種 | 第一種 | 1-299 | 種別変更 |
| 1-353 | 697 | 鉛及びその化合物 | | 特定第一種 | 第一種 | 1-304 | 名称変更（旧名称　鉛）、種別変更 |
| 1-355 | 309 | ニッケル化合物 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-309 | |
| 1-375 | 706 | ビス（トリブチルスズ）＝オキシド | | 特定第一種 | 第一種 | 1-239 | 名称変更（旧名称　有機スズ化合物）、種別変更 |
| 1-378 | 332 | 砒素及びその無機化合物 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-332 | |
| 1-393 | 351 | 1, 3－ブタジエン | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-351 | |
| 1-428 | 385 | 2－ブロモプロパン | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-385 | |
| 1-444 | 394 | ベリリウム及びその化合物 | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-394 | |
| 1-448 | 397 | ベンジリジン＝トリクロリド | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-397 | |
| 1-452 | 400 | ベンゼン | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-400 | |
| 1-457 | 404 | ペンタクロロフェノール | | 特定第一種 | 第一種 | 1-404 | 種別変更 |
| 1-459 | 406 | ポリ塩化ビフェニル | PCB | 特定第一種 | 第一種 | 1-406 | 種別変更 |
| 1-464 | 411 | ホルムアルデヒド | | 特定第一種 | 特定第一種 | 1-411 | |

鉛、鉛化合物を統合

有機スズ化合物から分離

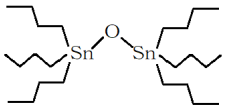


ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
（船底や漁網の生物付着防止剤として使用）



# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

紹介した立入調査の指摘・助言事項のほか、日々の相談事例のうち改めて知っておいていただきたいことをお伝えします。

## 届出に関すること

### ①　特定施設の更新に当たり、設置届と廃止届を同時に提出したい。

➢　設置届は、工事着手の60日前までの事前の届出ですが、廃止届は廃止後30日以内と事後の届出と定められているので、同時に提出することはできません。

➢　特に有害物質使用特定施設については、廃止日が土壌調査義務や構造等基準に関する定期点検義務にも関係することとなりますので、実際の廃止日を明らかにしたうえで届出をしてください。

### ②　代表者の変更や施設の廃止についての届出をメールで提出したい。

➢　しがネット受付サービスやメールにより届出いただくことが可能です。

➢　氏名等変更届、廃止届は、しがネット受付サービスに専用のフォームを作成していますので、オンラインでの提出に当たっては、可能な限りしがネット受付サービスをご利用ください。

# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

届出に関すること

③　水質の届出は、全ての様式を記入する必要がある？

➢　別紙1から3は、その届出に係る施設について、別紙4から6は、事業場全体について記入してください。（有害物質使用特定施設等でなければ、別紙2は不要です。）

➢　構造等変更届については、基本的には変更に係る部分のみの記入でOKですが、審査において必要な事項の記入をお願いすることもありますので、具体的な内容についてはお問い合わせください。

④　水質や大気の施設の設置や廃止等により、
排水量、排ガス量が変更になった場合、当該法令以外の
手続きは必要か？

➢　公害防止防止管理者の選任義務について、
変更が生じる可能性があります。



# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

届出に関すること

⑤　特定事業場内に事務所棟を建設し、新しく排水（雨水）経路ができる。
特定施設と何の関係もないのに、なぜ特定施設の構造等変更届が必要なの？

➢　水質関係の代表的な規制には、「排出水に関する規制」と「地下水汚染の防止に関する規制」があります。

➢　排出水に対する規制は、特定施設の設置が契機となりますが、その規制対象は特定施設に由来する汚水に限らず、雨水を含む特定施設を設置する事業場から公共用水域へ放流される水が対象となる、いわゆる事業場規制の性質があります。
そのため、特定施設と直接関係がない事項でも届出対象となるものがあります。

※　排水系統については、水濁法では「排出水に係る用水及び排水の系統」と規定されています。

※　「特定施設の構造等」とは、
“特定施設の構造”に“等”がついたものであり、この“等”の中に排水系統などが含まれます。

# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

届出に関すること

⑥　特定事業場内で建物の新築や解体の工事など、土地の形質を変更する場合、必要な手続きはある？

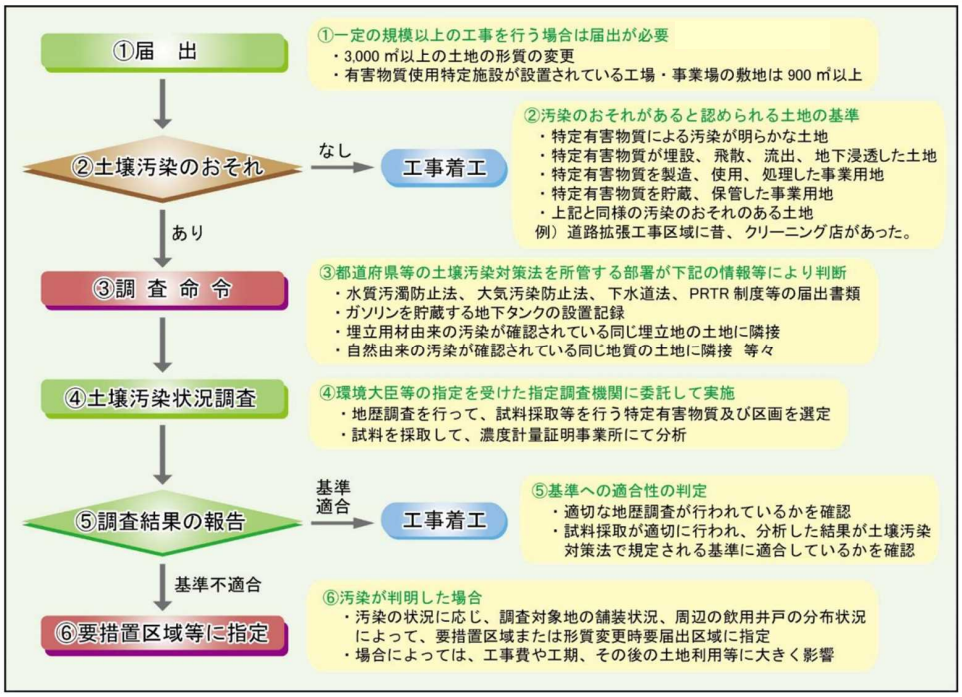


環境省チラシから抜粋



# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

アスベスト(解体等工事)に関すること

①　事業場での建物や施設の工事を行う際に、事業者(発注者)として何をすべき？

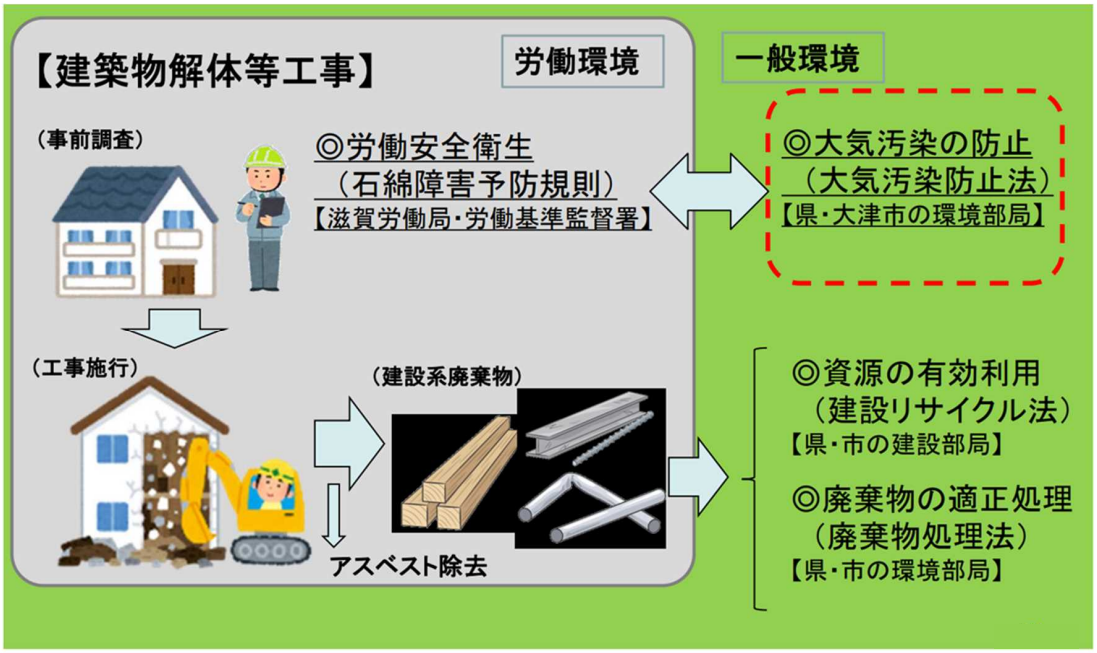

# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

アスベスト(解体等工事)に関すること

## ①　事業場での建物や施設の工事を行う際に、事業者(発注者)として何をすべき？

### (1)発注～解体等工事開始前(事前調査)

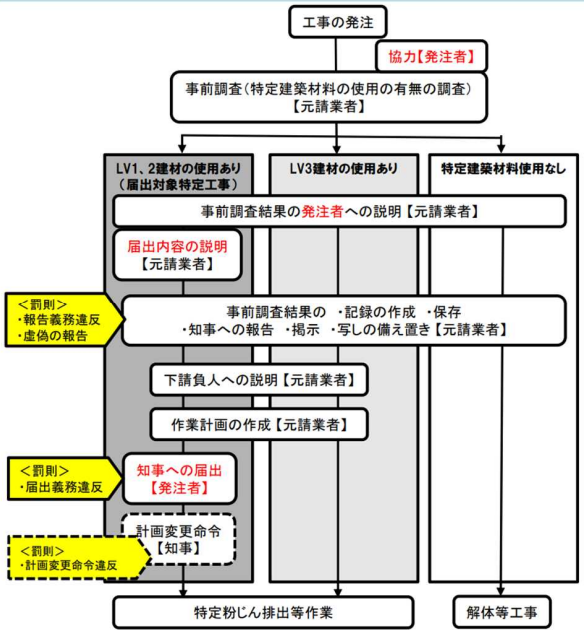


**事前調査**（法第18条の15関係）
　解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。

**発注者の協力**（法第18条の15第２項）
　解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。



# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

アスベスト(解体等工事)に関すること

## ①　事業場での建物や施設の工事を行う際に、事業者(発注者)として何をすべき？

### (1)発注～解体等工事開始前(特定粉じん排出等作業実施届出書)

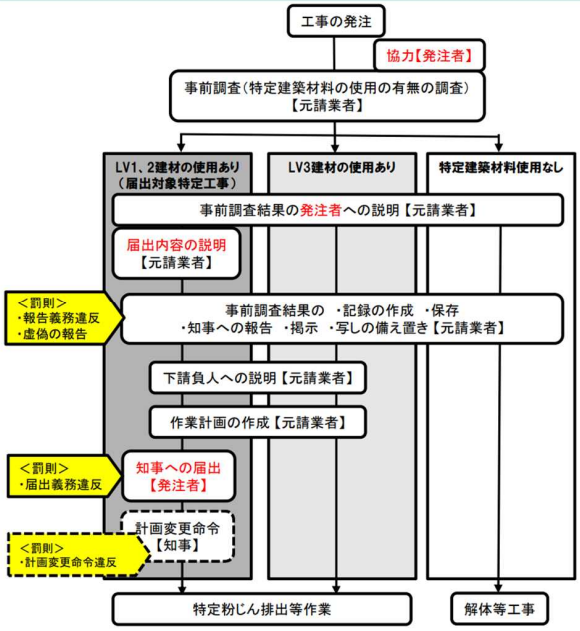


**特定粉じん排出等作業実施届出書**
（法第18条の17関係）
　届出対象特定工事の発注者は、特定粉じん排出等作業開始の14日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

（参考）
その他の法令に基づく届出
・労働安全衛生法（労働基準監督署）
　→元請業者が作業の14日前までに
・石綿障害予防規則（労働基準監督署）
　→元請業者が作業前までに
・建設リサイクル法（県・市の建設部局）
　→発注者が作業の７日前までに
・騒音規制法等【特定建設作業】
　（市・町の環境部局）
　→元請業者が作業の７日前までに

# 4　その他留意事項　～日々の問い合わせ等から～

アスベスト(解体等工事)に関すること

① 事業場での建物や施設の工事を行う際に、事業者(発注者)として何をすべき？

## (2)解体等工事開始後～作業終了

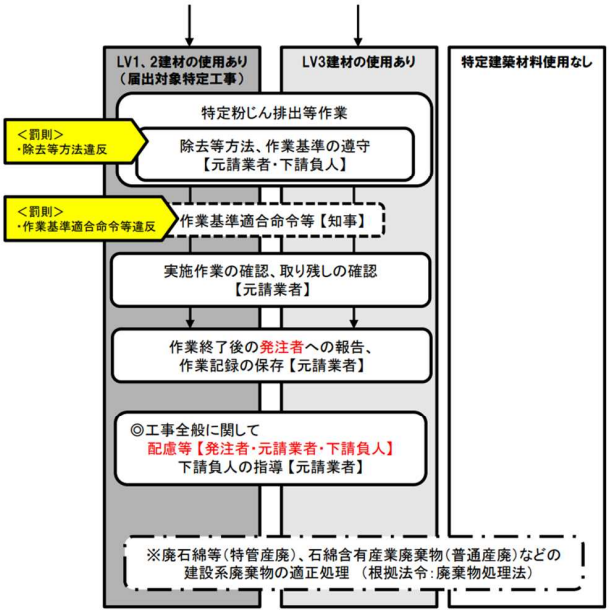


**作業完了後の確認など**
（法第18条の23第1項関係）
　特定工事の元請業者は、特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該正面の写しを保存しなければならない。

**発注者の配慮**（法第18条の16第１項）
　特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。


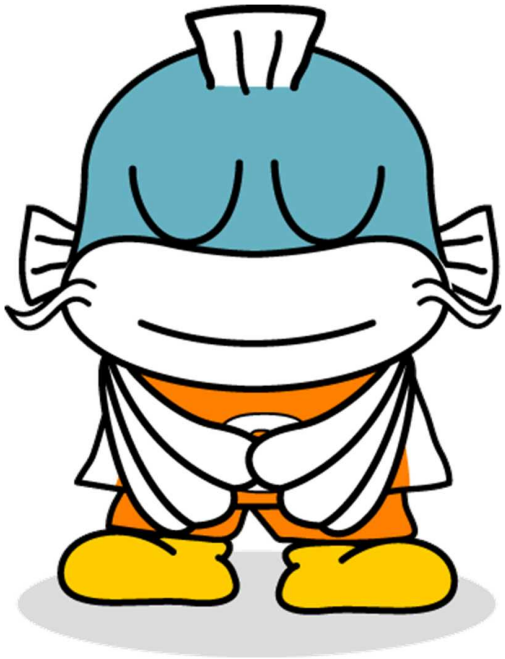
ご清聴ありがとうございました